

四万十町立小中学校適正配置計画(案) に係る答申及び建議

平成20年8月

四万十町学校適正配置審議会

目 次

はじめに.....	2
諮問事項に対する答申と建議.....	3
1. 諮問事項	3
2. 答申	3
3. 建議(審議会として付すべき意見).....	4
○【審議項目】	4
○【提案された意見】	4
(1)「四万十町立小中学校の現状と課題」について	4
(2)「4 適正配置計画」について.....	4
(3)「5 学校適正配置の進め方」について.....	6
(4)「6 参考資料」について.....	7
おわりに.....	7
 (参考資料).....	8
○四万十町学校適正配置審議会 委員名簿	8
○審議の経過.....	9

はじめに

過疎と少子高齢化が進む中、四万十町の多くの小中学校は、児童生徒数の減少により、過小規模校がその多くを占める現状となっている。過小規模校においては、子ども同士の深いつながりや、一人ひとりの実態に即した指導ができるなどの効果もある一方、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会の減少などの課題も指摘されている。

この課題については、四万十町発足前の窪川町・大正町・十和村合併協議会でも確認され、その対策を新町に引き継ぐ調整項目とした。そして四万十町では、総合振興計画及び行財政改革大綱において、「町立小中学校の適正規模・適正配置」を重要施策の一つとして位置づけた。

町立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な実施手順を示すにあたり、平成 19 年 11 月に学校適正規模・適正配置等検討委員会から示された答申を基本に「四万十町立小中学校適正配置計画(案)」(以下「計画(案)」という。)が策定された。

そして、この計画(案)を住民の視点でも検討するため、平成 20 年 5 月 28 日に保護者、地域審議会、区長会、学校長及び学識経験者の代表者で組織された四万十町学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)へ諮問されたものである。

審議会は、条例に基づく町の附属機関であるが、「四万十町の将来を担う子どもたちにとって望ましい学校配置」となるように各委員個人の経験と見識に基づいて審議することとし、計画(案)に対する意見や配慮する事項等を取りまとめて答申することとした。そして慎重に審議を重ねた結果をここに取りまとめたので、諮問に対する答申として報告する。

諮問事項に対する答申と建議

1. 諮問事項

○諮問事項 『四万十町立小中学校適正配置計画（案）について』

2. 答申

地域のシンボルである学校の新たな配置計画は、四万十町の今後の教育方針と各地域のあり方を示すものであり、その実現に向けての明確な手順と将来に向けて展望が望めるものでなければならぬ。

そのため計画（案）が「四万十町の将来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境」を提供することを前提に、適正とする学校配置の妥当性や地域との関係、そして将来に対して責任が持てる内容となっているか、各委員がそれぞれの経験や見識に基づいて審議した。

計画（案）の学校配置については、示された児童生徒数の推計値（平成 24 年度、平成 26 年度）によると、中学校では、おおむね四万十町として望ましい規模を確保しつつ適正な通学範囲内での学校配置となっている。小学校では、一部で適正規模とならない小学校もあるが、一定の教育環境は保持しつつ、地域の活力を維持するように、そのシンボルとなる学校は存続させる配置となっている。

これらの小中学校の配置方針、適正配置の全体像、実施時期及び進め方等を項目毎に順次審議した結果、計画（案）全般に対して特に異議をとらえる内容はなかった。この学校配置が、将来においても適正な規模・配置として存続するように、計画（案）に示す適正配置の規模が維持される施策の展開を町及び教育委員会に要請する。

なお、次のことが審議全般を通して提案されたので十分に検討し対応を望む。

●拠点校についての明確な説明

四万十町を構成する各地域に示した拠点校については、明確な説明が必要である。通学の関係上、主に児童生徒数を基本に拠点校を設定しているが、各種条件（施設の安全性、教育環境等）で検討した結果も示す必要がある。そして検討の結果、特段に違いがない場合は、児童生徒数で決定したことを明記するなど、拠点校の位置づけに疑問が生じないようにする必要がある。

●校区設定の必要性

校区について明確な記載がされていない。地域の学校として新たな学校区を明確にし、義務教育 9 年間の進むべき進路を示さなければ、地域の学校とする根拠が曖昧になる。また地域も混乱する恐れがあるため、新しい学校配置に対応した校区を慎重に設定する必要がある。

●拠点校の早期の耐震対策

適正配置実施までに耐震対策がされていない拠点校もある。子どもたちはその多くの時間を学校で過ごすため、安全対策は十分に施す必要がある。そのため拠点校に位置づけられる学校施設は、早期に耐震対策を施すべきである。

3. 建議（審議会として付すべき意見）

計画（案）の以下の項目を順次審議する過程で、様々な意見や配慮する事項等が提案された。
その提案の要旨を諮問の計画（案）に付すべき意見として建議する。

○【審議項目】

（１）「町立小中学校の現状と課題」

（２）「４．学校適正配置計画」

【4.1 学校適正規模・適正配置の必要性】

【4.2 学校適正規模・適正配置の基本方針】

【4.3 学校適正配置計画策定の骨子】

【4.4 中学校の「現状」と「適正配置の方針」】

【4.5 小学校の「現状」と「適正配置の方針」】

【4.6 学校適正配置の全体像】

【4.7 学校適正配置の実施時期】

（３）「５．学校適正配置の進め方」

（４）「６．参考資料」

○【提案された意見】

（１）「四万十町立小中学校の現状と課題」について

◎小学校の課題に『複式学級では、授業の半分が自習』と記載。そういう見方があることも事実だが違和感を覚える。よって『複式学級には長所もあるが、「授業の半分が自習で高学年になるにつれて学力が身につくか心配である。」という意見があるように運用が難しい面も多い』という内容が望ましい。

（２）「４ 適正配置計画」について

【4.1 学校適正規模・適正配置の必要性】

◎必要性の背景が分かりづらい。背景には、合併協議会や行財政計画でも検討されたと聞いている。その背景を加える必要がある。ただし、本文は教育的観点から記述されているため、全体の流れを変えないよう資料への追加とする。

【4.2 学校適正規模・適正配置の基本方針】

◎地域から学校がなくなれば、コミュニティの中心がなくなり、地域との交流、身近な学習の場がなくなるなど地域への影響は大きい。そのため適正規模・適正配置を機械的に判断することのないように、地域性を考慮して学校配置を進めるべきである。

【4.3 学校適正配置計画策定の骨子】

◎実施時期については、地域の理解が得られれば学校配置計画を前倒しで実施していく必要がある。しかし、未耐震の拠点校があるため、早急に耐震対策を施すことを骨子に加える。

【4.4 中学校の「現状」と「適正配置の方針」】

◎中学校を３地域に分けて審議し、次の意見が提案された。

①興津地域では、これまでも統合が検討された経過がある。その時の課題も踏まえた対応が必

要。

- ②家地川小校区及び北ノ川小校区の児童がどちらの中学校（窪川・大正）に進学するか慎重な対応が必要。
- ③地域にとって学校位置は重要。統合方法については、地域に混乱が生じないように十分な説明が必要。
- ④拠点校の位置づけについては、関係校を各分野で比較して、特段の違いが見られないケースがある。そのため将来の生徒数の増減で決定することも仕方なく、そのことを明記にすることが必要。
- ⑤適正規模を維持していくためにも部活等による校区外通学に対する方針の再検討が必要。
- ⑥耐震対策が必要な拠点校は、新校舎建設も含め早急に対策を施すこと。

【4.5 小学校の「現状」と「適正配置の方針」】

- ◎小学校を9地域に分けて審議し、次の意見が提案された。
 - ①拠点校の位置づけをもっと明確にしないと、理解が得られない地域がある。
 - ②拠点校については、児童数が少なくても「安全に活動できる学校施設の状況」、「地域の学習の場として適切な自然環境」等の考えも必要。
 - ③通学については、遠距離児童への配慮、低学年や高学年にあった柔軟な対応等など、保護者の負担とならない通学体系でなければ、関係者の理解は得られない。
 - ④各地域で適正規模確保のためにも歴史的な変遷や現状の地域活動等を考慮して、つながりがある地区は、近隣地域へ校区変更する検討も必要。ただし、校区を変更することで、適正規模が維持できなくなる場合もある。十分な調整が必要で、地域に適正規模が望めなくなる場合、さらなる統合の検討も必要。
 - ⑤中学校への進学先については、部活選択、自由校区の論議もある。しかし、適正な生徒数が確保できなくなり、学校経営に差しさわりがあることも想定され、この計画の論議が成り立たなくなる可能性もある。慎重に対応すること。
 - ⑥学校がなくなる地域に対しては、十分配慮して説明すること。
 - ⑦過小規模校で存続する小学校は、今後の児童数の推移を見ながら、さらなる検討も必要。

【4.6 学校適正配置の全体像】

- ◎1つの小学校から2つの中学校へ進むことは、次の点で好ましくない。
 - ①新しい地域で義務教育9年間を見通した小中一貫した取り組みが必要。
 - ②あえて新しい地域の小学校をつくる理由が生じてこない、一定規模を確保するためだけの統合というイメージを受ける。
 - ③子どもたちの関係もギクシャクするなど小学校経営にも支障を来す場合がある。
- *ただし、旧町村界を越えた校区変更は、心情面で心配される。そのため住民感情等を十分に考慮した対応が必要。

◎適正配置後の校区を明確に示すこと。

- ①進むべき小学校及び中学校の校区を設定して説明する必要がある。
- ②町村合併により新しい地域と学校をつくる試みは大切。しかし、学校と地域の関係を十分に整理して校区設定しないと、適正配置の根拠となる地域の考え方が崩れる可能性がある。

◎拠点校を含む耐震対策の早期実施が必要。

- ①耐震済みの学校から、未耐震の拠点校へ統合されるケースもある。当然、地域での説明会では、なぜ未耐震の拠点校へ統合するのかを問われる。その説明ができない場合、拠点校の考え方自

体に疑問が持たれ合意形成が難しくなる。

- ②予算的な問題も理解するが、日常、子どもたちが多くの時間を過ごす学校施設の耐震化は早期に実現すべきである。そうでなければ、適正配置とする拠点校の理解も難しい。

【4.7 学校適正配置の実施時期について】

◎中学校について

- ①以下の理由により中学校の適正配置の実施時期は統一すべき。

- ・現在の中学校施設で適正配置後の生徒数を十分に収容できる。
- ・小学校適正配置により、二度も学校の地域的環境が大きく変わる場合がある。

- ②適正配置の実施時期に合わせて、大正中の改築を前倒しで実施することを検討。

- ③規模が違いすぎる統合については、子どもへの負担を軽減するため、学年別に進めるなどの要望があれば一定配慮すること。

◎小学校について

- ①近い将来さらに児童数が減少して再統合の必要性が生じた場合の対応も考えなければならぬ状況。しかし、四万十町は地域を大事にする学校配置を選択。数合わせの学校配置とならないように学校と地域の関係を保護者や地域住民に説明する必要がある。

- ②過小規模校の保護者には「中学校が統合されるなら、小学校も一緒に統合」という声もある。地域で説明する中で、保護者や地域住民から要望があがれば同時に小学校統合も検討すること。

◎全体的な意見

- ①本計画が示されると、四万十町でも統合が加速される地域があると思われる。その場合、保護者や地域住民の声を考慮して前倒しで実施することも検討すること。

（３）「５ 学校適正配置の進め方」について

① 学校適正配置の全体像を町民に提示する

- ◎新聞報道後等は、地域が動揺し混乱することも想定される。これまでの事例を研究して対応すること。

② 住民説明会の開催

- ◎合意形成のためには、必要に応じた説明会の開催が必要。事務局に十分な体制を確保すべき。
- ◎閉校される地区には、全教育委員の出席が望ましい。地域住民の理解を得るには、権限のある者が対応することが重要。

③ 適正配置準備協議会の設置

- ◎新たな学校運営を協議する時は、学校運営に関わる各組織単位での検討が必要。そしてそれを一つにまとめ上げるような検討でなければ機能しない。
- ◎準備協議会の構成は教育委員会から案を示すが、構成の人員等は学校や地域の実情によって柔軟に対応する必要がある。

④ 児童生徒の交流の促進

- ◎計画（案）のとおり進める。

⑤ 適正配置計画の工程管理について

- ◎「工程管理」は、町長及び教育委員会で把握すべき事項。そのため第三者機関の任務は、「工

- 程管理」から「実施状況の確認」に変更。進捗状況等のチェックやその評価等を任務とすべき。
- ◎その「実施状況の確認」を審議会が行うかについては条例の趣旨が基本となる。
 - ◎条例の趣旨を検討し、審議会が「実施状況の確認」をする必要があるなら任務として行う。

⑥ 学校配置後の学校施設の活用について

- ◎閉校後の活用計画は必要。
- ◎各地域の実情等を考慮しながら、真に必要な施設として活用できるよう、住民ニーズの把握に努めながら活用案を検討すること。

(4)「6 参考資料」について

- ◎学校適正規模・適正配置の流れを把握するため、町村合併からの流れを整理し追加すること。

おわりに

本審議会では、町長から計画（案）が諮問され、行政とは違う住民の視点で審議することとなった。各委員は、保護者、地域審議会、区長会、学校長の代表や各地域の学識経験者から選ばれ委嘱を受けた。しかし、審議するにあたってはそれぞれの立場を背景としつつも、「四万十町の将来を担う子どもたちによりよい教育環境の提供」を前提に、各委員個人の経験と見識によって審議していくことを確認した。そして平成 20 年 5 月 28 日から 2 週間に 1 回のペースで審議会を開催し、審議を重ねた結果、同年 8 月 18 日にその結果を答申としてまとめるに至った。

審議の中では、学校適正規模・適正配置の背景が町村合併時からの流れであることが整理され、過小規模校の課題とともに、旧町村界を越えた通学区域の見直しも重要な位置づけであることが認識された。その中で、一つの町になってもただちに旧町村の意識の垣根を除くことは難しく、旧町村単位で学校配置を検討することも必要との意見もあった。しかし、新たな地域で新たな教育を創造する方向性は必要と確認され、計画（案）の学校配置を審議した。

そして拠点校の「明確な理由」「校区設定」「早期の耐震対策」は、保護者や地域の方々の理解を得るためにも重要であるとの意見が度々取り上げられ、この問題への対策がなければ、本計画の合意形成と実施は困難になると思われるため十分に検討されることを望む。

また、適正配置となる学校については、四万十町の各地域のシンボルとなる学校づくりが今後より一層求められる計画となっている。ただの数合わせとならないためにも学校は、各地域の状況に応じた教育環境を創造するよう家庭と地域の信頼を得ることに努めるとともに、学校、家庭、地域の役割と責任を明確にし、それぞれが連携して子どもたちの教育にあつたていく体制をつくることが求められる。このことも審議会からの建議として、地域の学校となるように、その関係構築に取り組むように提言する。

最後に、本答申の意見が尊重され、計画（案）が四万十町の将来を担う子どもたちにとって、真に必要とされる教育環境が提供されるとともに、学校が地域のシンボルとして信頼される人材を育てることができる『四万十町立小中学校適正配置計画』となることを願い、計画（案）の審議を締めくくる。

(参考資料)

○四万十町学校適正配置審議会 委員名簿

	職	氏名	選出区分
1	会長	中平 克喜	学識経験者
2	副会長	八木 雅昭	窪川地区地域審議会
3	委員	窪田 敏宏	保護者
4	委員	宮崎 勇二	保護者
5	委員	田向 由雄	保護者
6	委員	石本 博子	保護者
7	委員	宮脇 玲子	保護者
8	委員	土居 由美	保護者
9	委員	武内 一昭	大正地区地域審議会
10	委員	山本 桓	十和地区地域審議会
11	委員	川村 英子	窪川地区区長連絡協議会会長
12	委員	北村 明三	大正地区区長連絡協議会会長
13	委員	森 幸直	十和地区区長連絡協議会会長
14	委員	勝間 慎	学校長
15	委員	吉尾 之利	学校長
16	委員	田植 昭彦	学校長
17	委員	西尾 洋之	学校長
18	委員	松岡 雅士	学校長
19	委員	伊勢脇 栄子	学識経験者
20	委員	松本 耕一	学識経験者

(平成 20 年 5 月 28 日委嘱 任期 2 年)

○審議の経過

第1回審議会・諮問（平成20年5月28日（水）／四万十町農村環境改善センター 大会議室）

- 審議項目：1）審議会の情報公開等について
2）計画（案）について
3）今後の審議内容について

第2回審議会（平成20年6月13日（金）／大正総合支所 大会議室）

- 審議項目：1）計画（案）の概要及び質疑について
2）4.1 学校適正規模・適正配置の必要性について
3）4.2 学校適正規模・適正配置の基本方針について
4）4.3 学校適正配置計画の骨子について

第3回審議会（平成20年6月25日（水）／大正公民館 大ホール）

- 審議項目：1）4.4 中学校の「現状」と「適正配置の方針」について

第4回審議会（平成20年7月10日（木）／大正総合支所 大会議室）

- 審議項目：1）4.4 中学校の「現状」と「適正配置の方針」について
2）4.5 小学校の「現状」と「適正配置の方針」について

第5回審議会（平成20年7月24日（木）／大正総合支所 大会議室）

- 審議項目：1）4.6 学校適正配置の全体像について
2）4.7 学校適正配置の実施時期

第6回審議会（平成20年8月7日（木）／大正総合支所 大会議室）

- 審議項目：1）答申（案）について
2）答申方法について

答申 （平成20年8月18日（月）／四万十町役場 町長室）